

大阪医科薬科大学薬学部 PA 会学費融資規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）の薬学部及び大学院薬学研究科に在籍する学生（以下、「学生」という。）が、学費支弁者の経済事情の急変や罹災等により、納入すべき学費の調達が困難になった場合に、救済して学業の継続を可能にすることを目的に、本学薬学部 PA 会（以下、「本会」という。）に学費融資制度を設ける。

(用語の定義)

第 2 条 学生が本学に納入すべき授業料、施設・設備費の総額を「学費」と称する。また、学費の融資を受けた者を「融資生」、融資した学費を「学資金」と称する。

(基 金)

第 3 条 以下の方法によって集めた資金を本会学費融資基金（以下、「基金」という。）とし、それを財源に融資する。

- (1) 本会会費のうちから一定額を基金に繰り入れることができる。
- (2) 学校法人大阪医科薬科大学からの預託金を基金に繰り入れることができる。
- (3) 基金を安全有利な方法で運用して得た果実を基金に繰り入れることができる。
- (4) 本会奨学金の返還金を基金に繰り入れることができる。
- (5) 寄付金を基金に繰り入れることができる。

(繰り入れ)

第 4 条 基金の一部は、本会総会の同意を経て、「大阪医科薬科大学薬学部教育奨学基金」に繰り入れることができる。

第 2 章 融 資

(資 格)

第 5 条 融資生となるための資格は、学費支弁者の経済事情の急変や罹災などで、学費の納入が困難であると認められる学生とする。

(学資金の額)

第 6 条 1 回に融資する学資金の額は、当該学生がその時に納入すべき学費の額を超えないものとする。また、在籍中に融資する学資金の総額は、原則として 3 年分の学費の額を限度とする。

(申請手続き)

第 7 条 学資金の融資を希望する者は、以下の各号の書類を添えて、本会会長（以下、「会長」とい

う。)に願出するものとする。

- (1) 融資申請書(所定の書式による)
- (2) 経済事情の急変や罹災等を証明する書類
- (3) その他、会長が必要と認めたもの

(審査と決定)

第 8 条 学資金融資の願出があった場合に、可否の審査と決定は、以下の手続きを踏むものとする。

- (1) 審査は薬学学生委員会と薬学学務部学生課(以下、「学生課」という。)が行い、意見書を添えて、会長に報告するものとする。なお、審査に当たって、必要に応じて本学教職員から意見を聴取することができる。
- (2) 会長は、この報告を受けて、最終的に可否を決定するものとする。なお、決定に当たって、必要に応じて本会役員及び本学教職員から意見を聴取することができる。

(融資手続き)

第 9 条 融資生となることが決定した者は、連帯保証人1名及び保証人1名と連署の上、融資総額の返済を誓約する借用証書を提出しなければならない。又、会長が、特別の理由があると認める場合、この限りではない。

(連帯保証人)

第 10 条 連帯保証人は、融資生と連帯して返済する義務を負う。連帯保証人は、融資生の父母、祖父母、兄弟、おじ・おばが望ましいが、適格者がいない場合は、親族以外の者で保証能力のある者とする。

(保証人)

第 11 条 保証人は、本人及び連帯保証人が返還期限を超過し、かつ返還を催告したにもかかわらず返還しない場合に、返済する義務を負う。保証人は、独立して所得のある者で、融資生とは生計を一にしない返済能力を有する者とする。

(学費への充当)

第 12 条 融資した学資金は、融資生の学費として基金から本学へ納入するものとする。

第 3 章 返 還

(返 還)

第 13 条 融資生であった者(以下、「借受人」という。)は、以下の各号にしたがって学資金を返還しなければならない。

- (1) 利息は無利息とする。
- (2) 本学の学籍を離れた日から起算して6カ月を経過した後に最初に到来する12月から返還を開始する。なお、学部時に融資生であった者については、学部の学籍を離れた日から起算する

ものとする。

- (3) 最初の5年間は年額24万円、それ以後は年額36万円を毎年12月25日までに返還する。
ただし、繰り上げ返還することができ、その場合の返還額は借受人が定めるものとする。

(返還猶予)

第14条 借受人が傷病や災害などのやむを得ない理由により指定期日までに返還することが困難なとき、本人の願い出により、返還を猶予することがある。なお、猶予期間は、その都度定める。

(返還免除)

第15条 融資生あるいは借受人が死亡あるいは著しい心身障害などのために返還不能であると認められるときは、本人又は連帯保証人の願い出により、未返還額の全額又は一部の返還を免除することがある。

(延滞金)

第16条 借受人が正当な理由なく学資金の返還を怠ったとき、返還すべき年額に対し年率5%の延滞金を賦課する。

第 4 章 補 則

(事務と出納)

第17条 本規程にかかわる事務は学生課が、また金銭の出納は薬学総務部管理課が代行するものとする。

(細 則)

第18条 本規程の運用に関し必要な細則は、別に定める。

(規程の改廃)

第19条 本規程の改正は、本会役員会の議決を経るものとし、廃止は本会総会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月4日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。